

東京大学史料編纂所蔵「横田文書」

岡野友彦
柳澤友誠
石川達也

横田文書の概要

横田文書は、丹波国山国荘下村（京都市右京区京北下町）の有力農民であった横田家伝来の文書で、史料編纂所が明治四十四年（一九一一年）に購入したものである（請求記号〇〇七一―四）⁽¹⁾。編纂所の解題では、横田家を山国神社（同京北鳥居町）の禰宜を世襲した四家の一つとし、近世には下村の庄屋も勤める家柄であったとしている。

現在は卷子となっており、「丹波横田文書」と題箋が付され、二〇点の文書が一卷に仕立てられている。その内、横田文書は巻首より一点目から六点目、一一点目から二〇点目まで編年で配列されている。

中間の七点目から一〇点目には天文二十年（一五五二）の奈良春日社造替に関わる文書が配置されているが、これら四点は史料編纂所蔵鹿田文書（請求記号〇〇七一―三）の一部である。成巻の際に混入したものと考えられるが、その経緯は不明である。本史料紹介では四点の鹿田文書を除く一六点を原本調査し、旧所蔵家である横田家と山国地域との関係を述べ、後半に翻刻を掲載した。

なお、山国地域を対象とした近年の研究成果には、地域社会における特権的な地位の維持を目的とした民衆の行動が、天皇権威を存続させる

重要な要因となったことを指摘した坂田聡・吉岡拓の共著や、同地域に關する丹念な先行研究整理と評価をおこなった熱田順の論文などがある⁽³⁾。また、横田文書に關連するものとしては、山国地域を研究フィールドとしてきた山国荘調査団（代表 坂田聡中央大学教授）による山国神社及び同神社と深い関係を有した鳥居家の文書目録と解題⁽⁵⁾、吉田家と横田家の関係性に着目した石川の論考がある⁽⁶⁾。

横田文書の移動

横田家からの流出経緯や詳細な時期は不明であり、史料編纂所内でも「購入」したこと以上の収蔵経緯は分かっていない。巻首の表装紙に「東京帝國大學附屬圖書館／明治四十四年七月十八日／162595」と押印された貼紙があり、この日付が受入日と推測される。各文書の袖や奥の下部に二種類の「東京帝國大學圖書館」印が捺されており、横田文書には長方形印、鹿田文書には丸印が使用されている。横田文書一六点の袖上部には「44.7.18」のスタンプ印が確認されるが、鹿田文書四点にこのスタンプは捺されていない。大正十二年（一九二三）九月一日の関東大震災により東京帝國大學附屬圖書館は全焼し、所蔵していた

書物や史料の大部分が失われている⁽⁷⁾。しかし本史料は、他の数点の史料と共にたまたま外部へ持ち出されており、被災を免れたとみられる。

史料群の特徴

後掲翻刻部のとおり、年代は文祿三年（一五九四）から元文六年（一七四一）に亘り、全一六点の内一二点が田・畠（畑）・山の売券である。山国地域には、中世以来の名主家で、かつ近世に村役人をつとめた家が、現在まで中世以降の文書を伝えている例が少なくないが、文祿・慶長期の文書は僅少である⁽⁸⁾。また当地域は江戸幕府成立後幕領になったとされているが⁽⁹⁾、実は具体的な時期や支配の実態を明確に示す史料は未だ明らかになっていない。その意味でも当該期の史料が含まれる点で、横田文書は貴重である。

横田文書の売券のうち「永代」文言のある文書が九点ある。その内三点（文書一三―一四）は寛永二十年（一六四三）三月の田畑永代売買禁止令後のものであるが、山国地域に残る当該期の売券にも「永代」文言は使用し続けられており⁽¹⁰⁾、当地域において例外的な史料にはあたらない。支配のあり方によるものか、地域の慣行によるものであるかなどについての検討は今後の課題とするが、山国地域が中世以来の禁裏領から幕領に切り替わる、未だ解明されていない時期の史料を含む横田文書から、同時期の在地動向の一端を知る手がかりを得ることができらるだろう。

神職家としての横田家

近世山国郷の一宮であった山国神社の神職は下村の横田氏、中江村（右京区京北中江町）の小島氏、比賀江村（同京北比賀江町）の新井氏、大野村（同京北大野町）の野尻氏、以上の四つの家筋から任ぜられることになっていった。竹田聰洲の研究によれば、山国神社では十七世紀中頃か

ら大覚寺門跡（真言両部神道）の支配下にあった社僧と吉田家（吉田神道）の支配下にあった横田氏（将監・和泉・河内・将監の四代）が主導権をめぐり対立し、長期に亘ってそれぞれの本山・本所を巻き込んだ相論となっていた。横田氏はこの相論において、山国四神職家の中で反両部神道の急先鋒であった。最終的には神宮寺を通じて大覚寺末に属し、瀬宜家を介して吉田家にも属するという両属の形で落ち着いた。神職家としての横田家の歴代当主については不明な点が多いが、山国神社に残された文書からわずかに復元できる⁽¹²⁾（表1）。

表1 神職横田家の歴代

万治元年 遷宮次第（山国神社文書5-111-1）

万治元年（1658）	横田和泉守重清	遷宮次第授与
------------	---------	--------

明治6年 横田惟貞家系手続書（山国神社文書5-111-8）

寛文7年（1667）	横田数馬清広	吉田殿神道裁許
天和3年（1683）		従六位上 和泉守
享保2年（1717）	横田河内守伴清	吉田殿神道裁許
享保14年（1729）	横田将監房清	吉田殿神道裁許
宝暦14年（1764）	横田数馬清章	吉田殿神道裁許
文政元年（1818）	横田河内守惟清	吉田殿神道裁許
弘化2年（1845）	横田河内守惟貞	吉田殿神道裁許

横田家は江戸時代を

通じて吉田家の支配下神職としての立場を変えていないようであり、その関係は吉田家の窓口の受付簿である「御広間雑記」（天理大学図書館蔵）からもうかがうことができる（表2）。

内容は恒例の挨拶や見舞いに関するものがほとんどであり、特筆すべきことは少ないようにも思われるが、京都近郊の吉田家支配下神職が定期的に本所である吉田家へ直接挨拶

(171) 東京大学史料編纂所蔵「横田文書」（岡野・柳澤・石川）

表2 「御広間雑記」に見る横田氏

年	月	日	肩書・人名	内 容
承応4 (1655)	1	5	丹波ノ山国 横田将監	栗一折、葉たばこ三把持参
		2	5	厨(カ)丹波山国郡之社人 横田和泉
明暦3 (1657)	4	5	丹波山国社家 横田和泉	鮎二持参
		22	丹波山国郡之社人 横田和泉	竹子指上ル
	5	27	丹波山国郡 横田和泉	御見通
	8	2	丹州山郡 横田和泉御見廻	生鮎一折持参
	10	6	丹州 横田将監	練籽五持参
	11	24	丹波之山郡 横田和泉	鮎一折持参
明暦4	1	6	丹波山国 横田和泉	たはこ葉(カ)二把、胡桃一袋上ル
		28	丹波之国社人一人	始而御礼申上ル、対面無
	2	6	丹波山国 横田和泉	御見舞申上ル、菖子籠入一上ル
		27	丹波山国国之神 横田和泉	先日迂宮之為御礼御樽一荷、鮎鮎桶一指上ル
	5	12	丹州山国 横田和泉	東路一折持参
	6	13	丹波山国社家 横田泉 同所社家 左近	御礼申上ル
	9	14	丹州桑田郡社人	裁許状申請
		22	丹波山国国之神 横田和泉	松茸栗指上ル
	11	4	丹波山国社人 横田和泉	鶏差上之、メントリ
		7	丹波山国 横田和泉	宣命被遣
	12	23	丹波之国 横田和泉	雉子一羽持参
		1	6	丹波山国ノ社人 横田和泉
万治2 (1659)	3	16	丹州山国 横田和泉	独活一折指上、御見舞申上
		7	10	丹波山国 横田和泉
	4	23	山国 横田和泉	竹子一折指上
万治3	7	10	丹波山国国之神 横田和泉	桃囊□子一折指上ル
		6	丹波山国国之神 横田和泉	御見廻申丹波山□一折持参
	8	17	丹波山国国之神人 横田和泉守	木(カ)漬一折指上ル
12	25	山国 横田和泉	為歳末之御礼鮎一折持参	
	1	5	丹州山国ノ社人 横田和泉	御礼長人印章茶二袋差上ル
万治4	3	15	丹州山国ノ社人 横田和泉	独活一括差上ル
		17	丹波山国 横田和泉	御見舞
	4	14	丹波山国ノ社人 横田和泉	蕨一把指上ル
	6	9	丹波山国 横田和泉	御見舞鮎鉢一ツ指上ル
	8	23	丹波山国ノ社人 横田和泉	為御見廻米一袋、并梨一折差上ル
	10	27	丹波山国国之神 横田和泉	為見廻たはこ一把、ひわ一折上ル
12	26	丹波山国ノ社人 横田和泉	鮎之わタ、曲物并たはこ一把、歳暮為御祝儀指上ル	
	1	18	丹波之国山国 横田和泉	多葉古一把、袋茶二ツ差上ル
寛文2 (1662)	12	21	丹波山国山国社家 横田和泉	御見廻申上、鮎鮎少上ル
		1	18	丹波山国ノ社人 横田和泉守
寛文3	4	10	丹州山国ノ社人 横田和泉	参宮仕付御儀并餅五、昔昔三把指上ル
		7	9	丹州山国ノ社人 横田和泉
寛文4	1	28	丹波山国ノ社人 横田和泉	御礼多者こ一把、柏少指上ル
		10	25	山国 横田和泉
寛文5	12	15	丹州山国ノ社人 横田和泉	為御見廻来る、鮎十串献之
		1	19	丹州山国ノ社人 横田和泉
寛文6	9	19	丹波山国ノ社人 横田和泉	鮎鮎差上被見舞之由也、御対面被下
		1	19	丹波山国ノ社人 横田和泉
寛文7	7	10	丹波山国ノ社人 横田和泉	為御見舞鮎鮎一折持参
		3	丹波山国ノ社人 横田和泉	御礼申上ル
	10	19	丹波山国ノ社人 横田和泉	小豆指上ル
		11	2	丹波山国ノ社人 横田和泉
寛文8	12	27	丹波山国ノ社人 横田和泉	歳暮之為御祝儀餅一ツ差上
		11	17	丹波山国ノ社人 横田和泉
寛文9	1	17	丹波山国ノ社人 横田和泉	柏一袋并菘岩二把差上ル
		9	23	丹波山国ノ社人 横田和泉
	10	6	丹波山国ノ社人 横田和泉	菘菘岩三把献之及度々云了
		16	丹波山国ノ社人 横田和泉	今度某社造替二付 宣命之事申上之間被遣也

「御広間雑記」承応4年～貞享3年までを確認。閏月は丸数字で示した。

年	月	日	肩書・人名	内 容	
寛文9	11	19	丹州山国ノ社人 横田和泉	先頃某社造替二付 宣命之義申上ル、為御礼来る、樽アブリモロコ十串、葉菘岩十四把献上之也	
		1	17	丹波山国ノ社人 横田和泉俵数馬	為年頭小豆一袋、扇子二本入持参
寛文10	7	11	丹州山国 横田和泉	鮎十五持参	
		12	3	丹波山国ノ社家 横田和泉	栗一折献之
寛文11	1	6	丹波山国ノ社家 横田和泉	柗一袋、扇子二本入持来	
		7	5	丹波山国ノ社家 横田和泉	鮎鮎指上
寛文12	1	20	丹波山国ノ社家 横田数馬	指上柗一袋、扇子二本入	
		6	24	丹波山国ノ社家 横田数馬	為御見廻鮎一折持来
		12	14	丹波山国ノ社家 横田数馬	為歳末之御祝儀小豆一袋持来
寛文13	1	19	丹波山国ノ社家 横田数馬	為年始之御礼扇子二本入、栗一折持来	
		10	26	丹波山国ノ社人 横田和泉	為御見廻柗一折持参
	12	20	丹州山国ノ社家 横田数馬	為歳暮之御祝儀黒大豆一袋持来	
延宝2 (1674)	1	18	丹州山国ノ社家 横田和泉	柗一袋、扇子一箱持来、御対面	
		3	5	丹波山国ノ社家 横田和泉	菓子一袋持参
		7	21	丹波山国ノ社人 横田和泉	為盆之御礼鮎鮎折致持参也
12	28	丹波山国ノ社家 横田和泉	歳暮之為御祝儀鮎切漬曲物二ツ持参		
	1	18	丹波山国ノ社家 横田和泉	扇子式本入、柗袋持参、御対面也	
延宝3	7	2	丹波山国ノ社家 横田和泉	鮎一折持参	
		8	21	丹州山国ノ社家 横田和泉	御移徙之為御祝儀手樽壹ツ、塩鯛壹折二持参、御対面也
延宝4	1	18	丹波山国ノ社家 横田数馬	為御礼扇子二本入、柗袋持参、御対面也	
		8	29	丹州山国ノ社家 横田和泉	柳梨一折持参
	11	24	丹波山国ノ社家 横田和泉	柿一折持参	
延宝5	8	10	丹波山国ノ社家 横田和泉	鮎一折持参	
		8	29	丹波山国ノ社家 横田和泉	柿一折持参
	10	20	丹波山国ノ社家 横田和泉	□(騒カ)壺物持参	
21	21	丹波山国ノ社家 横田和泉	為歳末之御祝儀鮎塩□(幸カ)壺物持参		
延宝6	1	18	丹州山国ノ社家 横田数馬	扇子二本入、柗一袋持参	
		7	1	丹波山国ノ社家 横田和泉	鮎一折持参
	10	12	丹波山国ノ社家 横田和泉	柿一折持参、内々申上候山国神社縁起頂戴也	
12	20	丹波山国ノ社家 横田数馬	為歳末之御祝儀柗一袋、煙草二十把持参		
	1	23	山国ノ社人 横田和泉	扇子二本入り、黒大豆一袋	
延宝7	8	21	丹波山国 横田数馬	為御見舞鮎一折持参	
		1	24	丹波山国ノ社家 横田数馬	扇子二本入并柗一袋
延宝8	7	20	丹波山国ノ社家 横田数馬	鮎二十	
		1	18	丹波山国ノ社家 横田数馬	柗一袋
延宝9	7	12	丹波山国ノ社家 横田数馬	鮎一折	
		12	28	丹州山国 横田数馬	黒大豆一袋
天和2 (1682)	1	18	丹州山国 横田数馬	扇子一箱、柗一袋	
		8	4	丹州山国ノ社家 横田数馬	鮎一折
天和3	12	27	丹州山国ノ社家 横田数馬	柗一袋	
		1	18	丹州山国ノ社家 横田数馬	扇子二本入、煙草二十把
		6	26	山国ノ社人 横田数馬	鮎一折
天和4/ 貞享元	8	12	丹波山国ノ社人 横田和泉	鮎一折	
		1	18	丹州山国ノ社家 横田和泉	扇子二本入、大豆一袋
貞享2	7	9	丹州山国ノ社家 横田和泉	塩鮎一折	
		12	27	丹州山国ノ社家 横田和泉	歳暮之御礼ウルカ壺物
貞享3	1	18	丹波山国ノ社家 横田和泉	扇子二本入、煙草二把	
		12	26	丹波山国ノ社家 横田和泉	ウルカ壺物歳暮
11	21	丹波山国ノ社家 横田和泉	鮎ノうるか、壺八物		

に出向していたことがわかる事例として興味深い。地元の名産品を土産として持参するようであり、タバコや柏、小豆などとともに鮎（生鮎、鮮、ウルカ）も見られる。明暦四年（一六五八）二月二十七日の「迂宮之為御礼」や寛文九年（一六六九）閏十月、十一月の「社造替」のように、神社の遷宮・造替の際には特別な御礼がおこなわれているが、通常の祭礼の際にも吉田家より役人が差遣されていた。¹³ 今回調査した範囲では、記録が残りにやすいであろう継目や裁許に関わる記事は、明暦四年九月十四日の「裁許状申請」が認められるのみである。

また「御広間雜記」には、四神職家のうち横田家以外の家が登場しない。これは、四家の中で横田家が主導的立場に立っていたか、吉田家との交渉は横田家が担当していたかのどちらかであろう。ただ、その横田家も穏やかな時ばかりではなかったらしく、年末詳ながら「横田数馬」が「近年段々及貧窮神職難勤候二付御断申度」と禰宜職を辞そうとしていた形跡が見られる。¹⁴ この横田数馬が表1の清章だとすれば、十八世紀中頃には禰宜横田家は経済的に困窮していたことになる。

山国郷下村横田氏

横田文書の旧所蔵家であった横田家は、かつて丹波国山国郷下村に居住し、一九五〇年代までに京都市内に転出した家と推測される。下村は近世山国（本郷）八ヶ村のうち最も南にあり、周山上村・同下村（右京区京北周山町）に接する。大堰川が村域の西側を北東から南西に貫き、両岸の平地に集落と耕地をもつ。江戸時代後期に編纂された地誌『桑下漫録』には「田地平面にして上田也」「山林多材木出之」とある。¹⁵ 左岸の北寄りには、その山容から「山国富士」とも称され、麓に室町幕府管領細川頼之が隠棲したと伝わる姑棄野山を擁する。右岸の東には更に広大な山地を含み込み、細川七ヶ村（右京区京北細野町）に接した。大堰川

の支流稻荷谷川沿いの道から山に入り東進すると、茶吞峠で山城国境を越える。そこから南下して大森・真弓・杉坂、長坂の京見峠を経、鷹ヶ峰（いずれも京都市北区）から京市中に出る道は「長坂越」や「丹波道」、「山国路」等と呼ばれたルートである。

後掲図は明治期頃の地籍図に基づくが、文禄五年（一五九六）九月の「下村検地帳」（鳥居村鳥居家文書¹⁶）には、さらに多くの小名（小字）が確認される。図の小字とほとんど対照できないことが惜しまれるが、同検地帳では「道ノ下」「藤原」「よこ田代」「井ノ口」「西ノたう」「辻」「かはた」「経田」「いつも田」「の神」に上田が集中している。また「高ノ」に上島が多いことも特徴的である。文禄五年の検地では村高三〇八石余、延宝六年（一六七八）の検地で三八七石余となっている。¹⁷ 戸数は文禄五年の検地帳によれば六一軒であった。元禄十一年（一六九八）に幕府領から旗本杉浦氏領となり幕末に至っている。

近世の下村横田家は前述の通り、山国本郷の四神職家の一つであった。¹⁸ この家を本家として、明暦元年（一六五五）に別家した次兵衛家が確認され、¹⁹ 下村の庄屋を務めている。ちなみに下村の庄屋は別に中世山国荘の荘官家でもあった水口家も務めていた。²⁰ 横田は近世初期に成立したと考えられる正治二年（二二〇〇）の年号を持つ由緒書²¹に載る家筋であり、近世山国郷においては中世以来の名主として位置を占めていた。そこで、中世山国荘および近世山国郷下村に関する文書に、横田がどのように現れるか確認しておこう。

中世の横田家

管見の限り、山国地域の文書に横田家が初めて現れるのは、永正十二年（一五一五）二月二十四日付「鳥居北次郎左衛門尉清重田地売券」（下村水口家文書²²）であり、某所瑞空庵の寺領十五代が「横田ノクニ女」に

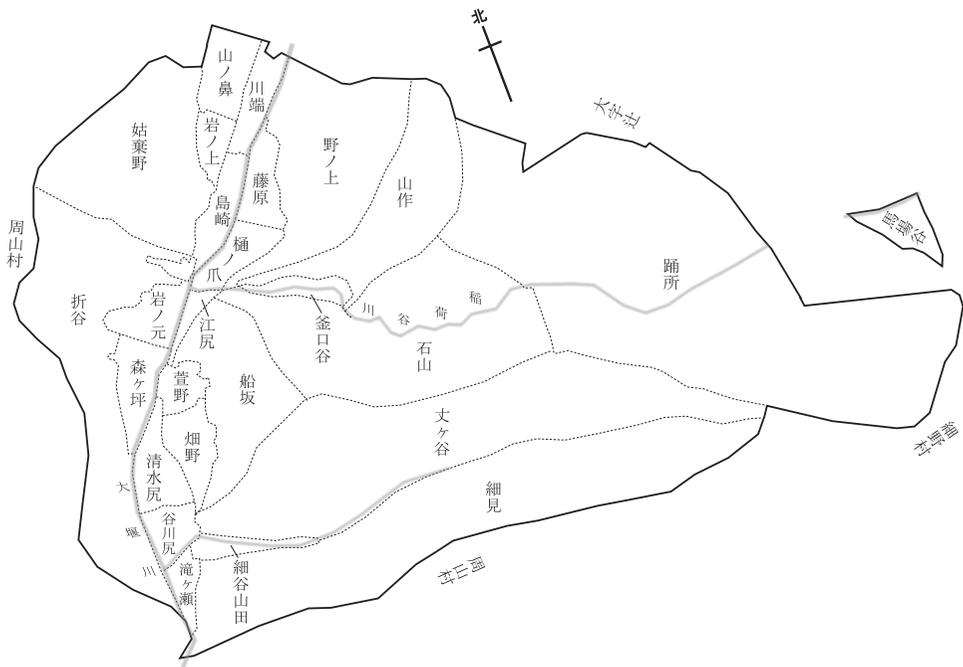


図 山国村大字下の小字（明治期）

京都府立京都学・歴史館所蔵「〔北桑田郡〕山国村大字下小字限り図」（地籍図216）の全体図をトレース・一部改変。

売却されている。翌永正十三年十二月二十三日付「鳥居太郎康清田地売券」(同前)⁽²³⁾では、「横田上大町」の田一段が「横田源次郎」に売り渡されている。二点の文書は田地買得主の横田氏のもとに残されるのが自然であるが、後に下村水口氏にこれらの土地が売却されたのに伴って手紙証文として同家に残されたと推測され、間接的ではあるが、横田氏が下村に居住していたことがわかる。元龜二年（一五七二）九月に作成された「山国庄棚見方御公用米算用帳」（鳥居村鳥居家文書）⁽²⁴⁾には、国守名のうち上方に二十五代の作職を持つ「横田」が記されている。また同月に作成された「山国庄京上大袖・棚見算用帳」（同前）⁽²⁵⁾には、棚見方京上九十人のうち下番二十人に「横田」がいる。さらに文禄五年（一五九六）九月の「下村検地帳」（同前）⁽²⁶⁾の屋敷六一軒のうちに「襦き」の記載があり、横田氏の可能性がある。なお同検地帳にみられる下村の小名には「よこ田代」があり、横田の苗字はここに由来していると推測される。

近世の横田家

横田家が近世下村の庄屋を務めていたことは、寛文十三年（一六七三）九月六日の「寅春下村諸所御普請帳目録」（下村横田家文書）⁽²⁷⁾に「山国下村庄ヤ次兵衛」、延宝五年（一六七七）三月十二日の山売券（下村水口家文書）⁽²⁸⁾の連署者に「庄屋治兵衛」とあることよってわかる。また「水口氏略系図写」（水口糸氏所蔵文書）⁽²⁹⁾によれば、享保四年（一七一九）正月十二日に死去した水口重永の女子が「横田治兵衛勝重」に嫁いでいた。横田家が神職の家筋であったことは、後掲文書三、慶長十九年（一六一四）の田地売券宛所に「よこ田衾き殿」とあることから明らかである。この家は「角左衛門」を名乗る家であったとみられ、「杜家下村角左衛門」と記される場合もあった⁽³⁰⁾。先述したように、次兵衛家はこの家から分かれたという所見がある⁽³¹⁾。「下村横田和泉」と署名している文書（井

戸村江口家文書⁽³²⁾や、元文二年(一七三七)には「時社人 横田将監」と署名する文書があり、⁽³³⁾「和泉」や「将監」とも名乗っていた。明治八年(一八七五)二月に横田(定次郎)惟貞が京都府知事に提出した「阿波一宮譜」⁽³⁴⁾は、横田家の出自を清和源氏小笠原流一宮氏とする家譜であるが、そこには横田将監清重^(ママ)が明暦二年(一六五六)に「身人部」の姓を賜わり、従六位上和泉守に叙任されたとある。今のところこの叙任を他に確認できる史料はないが、神主として初めは将監、あとから和泉(守)を名乗っていたとも考えられ、代替わりの際に国守官途に改めていたものと推測される。

由緒書にみる横田家

山国地域において横田氏がどのような家であったかを考える上で、由緒書類を無視するわけにはいかない。正治二年(一一二〇)正月の日付を持つ「三十六名八十八家私領田畑配分并官位次第」⁽³⁵⁾には、行永名の名主の一人として「従六位上横田主水祐行禎」^(ママ)がいる。天文九年(一五四〇)卯月三日の日付がある「丹波桑田郡山国名職帳」(京都市横田家文書)⁽³⁶⁾にも、行永名の名主の一人として「横田将監」が記されている。ちなみにこの由緒書は、下村から京都市内に転出した横田家の所蔵である。また天文十九年五月の日付を持つ「郷中名主之事」(上黒田村吹上家文書)⁽³⁷⁾には、下村に「横田主水祐繁勝」の名が挙がっている。これらはいずれも中世以前あるいは中世の年代に仮託して作成された文書であるが、近世の山国地域において共有された由緒としては、横田家は名主の家筋であった。近世の横田家は中世以来の名主家として宮座の一端に座を占めていたのである。

鳥居家との「同苗」関係

土地売券が中心の横田文書の中で、唯一内容を異にしている文書に明暦三年(一六五七)卯月十三日付「同苗証状」がある(後掲文書一)。⁽³⁸⁾鳥居九兵衛が「鳥居角左衛門」に対して、「かわち殿」の代に「たうめう(同苗カ)」としたことが今も変わらない旨、確認している。宛所は鳥居の苗字を冠されているが、横田角左衛門とみて間違いなからう。意味をそのまま取れば、角左衛門は鳥居氏と同苗になっていたということになるが、これに直接関わりと考えられる記述が、鳥居家の家譜に残されている。⁽³⁸⁾同家譜の二十三代清種(九兵衛)は近世初頭の人物とみられるが、一代前の康清は「河内守従五位下」とあり、また「下村横田将監^ニ許^ス鳥居氏^ニ」と注記がある。康清を「かわち殿」とみれば、横田将監は角左衛門を指し、家譜では鳥居となることを許したと表現している。また、同家譜の清種の注記には「久保又右衛門許^ス鳥居氏^ニ」、さらに次代の清治(八郎右衛門)は「辻村重助・同村藤野半右衛門許^ス鳥居氏^ニ、為^ス一族^ト」^(ママ)「塔本^エ許鳥居氏^ヲ為^ス一族^ト」^(ママ)とあり、十七世紀の終わり頃までの間に、鳥居家による「同苗認定」がおこなわれた形跡がみて取れる。しかし、同時期の文書によって確認される事例は今のところ本史料のみであり、近世前期の鳥居家独自の動きであるか否かも含め判断するための史料を欠いている。史料調査・研究の進展を俟ちたい。

原所蔵者について

東京大学史料編纂所には横田文書とは別に、影写本の横田文書がある(請求記号三〇七一・六二―二二六)。明治二十年(一八八七)に影写され、文書原蔵者は「横田繁太郎」と記録されている。同姓同名で明治三十一年四月から同三十五年四月に山国村長を務めた人物⁽³⁹⁾があり、この人物の可能性が高い。昭和三十三年(一九五八)に刊行された『丹波国

山国荘史料」には、下村横田家文書が計八点掲載されており、その内訳は、①第一章「中世家別文書」に二点、②第三章「太閤検地帳」に一点、③第四章「山国荘名主由緒書」に一点、④附録第一章「近世家別文書」に四点である。①の二点は『丹波国山国荘史料』の六七・六八号で、ともに史料編纂所影写本に基づいている旨が記されている。しかし編纂所の影写本には六七号に該当する一点しか存在しない。よって六八号文書は編者が原所蔵者とやり取り取りして調査・翻刻をおこなったと考えられる。六八号文書には「京都横田五百三氏所蔵文書」とあり、おそらくこれが同書編纂時の横田家文書所蔵者の名であろう。現時点でこの家が京都市内に転出した時期はわかっていない。またこの家と、史料編纂所所蔵横田文書の原所蔵家が同じであるとも言いきれず、別の家である可能性も残っている。

なお、幕末期の神主であった横田定次郎惟貞は河内守を名乗ったが、郷内で結成された農兵隊のうち新兵組に参加している。同時期に下村の年寄には横田兵左衛門がみえ、⁽⁴¹⁾同人は明治七年(一八七四)に戸長の所見がある。⁽⁴²⁾両者との関係ははっきりしないが、山国隊出征組の中に横田太郎左衛門がおり、仙台まで出張している。⁽⁴³⁾

〔註〕

- (1) 写真帳(請求記号六一七一・三六一三)があり、史料編纂所ホームページ所蔵史料データベースより画像閲覧可能(モノクロ二階調)。
- (2) 坂田聡・吉岡拓『民衆と天皇』高志書院、平成二十六年(二〇一四)。
- (3) 熱田順『丹波国山国荘史料』、『丹波国黒田村史料』の史学史的意義『日本史研究』六七〇号、平成三十年(二〇一八)六月)および坂田聡『丹波国山国荘地域の現地調査・その成果と課題』(『民衆史研究』八五号、平成二十五年(二〇一三)五月)。
- (4) 鳥居家は中世以来の荘官家で近世には庄屋を務めた家であるが、明治

二十一年(一八八八)より大正頃まで鳥居小一郎が山国神社社司を務めた時期がある。

- (5) 『中世後期～近世における宮座と同族に関する研究』主に丹波国山国荘地域を例に―平成十七年度～十九年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者坂田聡、平成二十年(二〇〇八)。以下、鳥居家文書・山国神社文書の番号は本報告書掲載目録による。
- (6) 石川達也『守り伝えられた地域の歴史～山国神社と吉田家～』坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、平成二十一年(二〇〇九)。
- (7) 『東京大学史料編纂所第三七回史料展覧会 史料を後世に伝える営み』東京大学史料編纂所、平成二十八年(二〇一六)。
- (8) 野田只夫編『丹波国山国荘史料』史籍刊行会、昭和三十三年(一九五八)。同編『丹波国黒田村史料』黒田自治会村誌編纂委員会、昭和四十一年(一九六六)。
- (9) 秋山國三『近世山国の領主支配と貢租』同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的的研究』ミネルヴァ書房、昭和四十二年(一九六七)。
- (10) 前掲註(8)『丹波国山国荘史料』所収「近世家別文書」。
- (11) 竹田聰洲『近世の山国惣氏神と山国神宮寺』同著『近世村落の社寺と神仏習合』(国書刊行会、竹田聰洲著作集第四巻、平成九年(一九九七)。一九七二年初出)第四章。
- (12) 前掲註(6)。
- (13) 鳥居家文書一一一四〇。
- (14) 鳥居家文書一一一三七、一一一四六。
- (15) 口丹波史談会編・発行『丹波史談』平成4特・史、桑下漫録北郡之部、平成五年(一九九三)。
- (16) 『丹波国山国荘史料』三四三。
- (17) 『丹波国黒田村史料』四〇九。
- (18) 前掲註(11)。
- (19) 宝曆十三年(一七六三)三月「古家撰伝集」(山国神社文書三一一二)。
- (20) 『桑下漫録』に「郷導里長水口右門 横田角左衛門 水口金七 同嘉右

衛門 横田新介 同太郎左衛門」とある。

- (21) 「三十六名八十八家私領田畑配分并官位次第」(上黒田村坂上谷家文書、
『丹波国山国荘史料』三四九)。成立年代については西尾正仁「名主家由
緒書の成立過程」坂田編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九参照。
- (22) 『丹波国山国荘史料』六。
- (23) 『丹波国山国荘史料』七。
- (24) 『丹波国山国荘史料』三三九。
- (25) 『丹波国山国荘史料』三四〇。
- (26) 前掲註(16)。
- (27) 『丹波国山国荘史料』三五四。
- (28) 『丹波国山国荘史料』三五二。
- (29) 『丹波国山国荘史料』四五一。
- (30) 鳥居家文書一一九六。
- (31) 前掲註(19) 参照。
- (32) 『丹波国山国荘史料』三九三。
- (33) 鳥居家文書一一五二―一三。
- (34) 山国神社文書五一一―一九。
- (35) 前掲註(21)。
- (36) 『丹波国山国荘史料』三五〇。
- (37) 『丹波国山国荘史料』三五一。
- (38) 『丹波国山国荘史料』四三三。
- (39) 京北町誌編さん委員会編『京北町誌』京北町、昭和五十年(一九七五)。
九三二頁。
- (40) 水口民次郎『丹波山国隊史』山国護国神社、昭和四十一年(一九六六)。
九三二頁。
- (41) 山国神社文書五一一―一八。
- (42) 山国神社文書五一一―三―四―三。
- (43) 仲村研『山国隊』中公文庫、平成六年(一九九四)。

翻刻

【凡例】

- (一) 法量の単位はセンチメートルである。
- (二) 表題は仮に付したものである。
- (三) 虫損等により判読できない箇所は□で表した。
- (四) 文字は原則として原資料の表記に従った。
- (五) 改行は原則として追い込みとした。また適宜読点を補った。
- (六) 西暦等の説明註は()で、校訂註は〔 〕で示した。
- (七) 見せ消ち等の抹消部分は、で表記した。
- (八) ※を付した箇所の註記は、文書の末尾に※に続けて記した。小字
地名等は『角川日本地名大辞典』京都府下巻(竹内理三編、角川書
店、以下『角川地名』と略記)、文禄五年(一五九六)九月「山国
荘下村検地帳」(『丹波国黒田村史料』四〇九号、「下村検地帳」と
略記)によった。

一【大郎次郎田地売券】(縦二七・三、横三三・六)

永代賣渡申田地之事

合老所者下村※1(種ノ爪)ひのつめニ在之、東西ハ限川を、南北ハ限さいめを、

右件之田地、我等指出領知候得共御年貢米につまり申に仍、現銀拾五匁
目ニ末代ねぎ殿へ賣渡申所実正明白也、於此田地者少も他のいらんさま
たけ申者御座有ましく候、永代如何様ニも御つくり可被成候、公方米ハ
五斗七升六合にて御座候、永代賣卷状(マ)如件、

うり主

大郎次郎(略押)
文禄三年甲午十一月廿九日

請人

新九郎(花押)

同

次二郎（略押）

ねきとのまいる

※1下村の小字に「樋の爪」あり、『角川地名』、「下村検地帳」。

※2「下村検地帳」に畠、屋敷の持主として記載あり。

二【孫太郎畑売券】（縦二六・八、横三六・八）

うり請申東之畑之事

合銀子四匁^ニ

右此畑ハ我等せんそ之事候へ共、き所御ほしかり事に候間、進候をき候、然共御年貢ハ五斗ツ、相寄可給候、又けんち候ハ、其方へに□付可被^{有カ}させ候、其後一言事我等申事有敷候、仍うりけん状如件、
慶長五年

七月廿三日

孫太郎（花押）

よこた彦六殿

参

三【谷口彦二郎田地売券】（縦二三・八、横三五・七）

永代賣申田地之事

合半反、但有所わよこ田代ほつち也、限南源七く、
いを、限西ハ左近くいを、限北なわてを、

右件田地ハ谷口彦二郎下地也、然共仍而用々有、現錢七百五拾文ニよこ

田祢き方へ永代賣渡申^候宛^候実正明白也、但御年貢米水帳四斗六升三合也、
於後日他之違乱妨有間敷、為末代證文状如件、

慶長拾九年

賣主

谷口彦二郎（略押）

三月拾七日

證明 谷口彦太郎（略押）

同 源十郎（略押）

よこ田祢き殿

まいる

四【与三右衛門田地売券】（縦 最小二六・一、最大二六・九、横三八・七）

永代賣渡申田地之事

合半段者、處ハよこ田たいやふの下有之、
御年貢高四斗也、

四至ハ東ミソ限 西ハあせヲかきり
南アセ限 北畑かきりなり

右件田地雖為先祖相傳田地、要用有仍而、銀子式拾式匁ニ永代うり渡申所実正明白也、若田地ニ付而いらん御座候ハ、此連判物罷出御理可申候、仍而永代末代賣文状如件、
元和八年戊三月廿一日

うり主

与三右衛門（略押）

證人 源介（略押）

同 北西（印）

庄屋 左衛門二郎（略押）

右近（印）

かへ屋 三郎二郎（花押）

彦三郎（略押）

祢き殿

参

五【水口長右衛門山売券】（縦二八・〇、横三八・八）

永代賣渡し申山之事

合巻ヶ所者、有所ハ山つくりニ有之、
東ハ谷川下ハ古道おかきり、
西ハ山神の前の水おとし、

四方さいめ

〔二六四八〕
慶安元年

子ノ十一月廿七日

うり主下村の

長右衛門 (印)

源兵衛 (略押)

同 傳介 (印)

同 太郎兵衛 (花押)

使 市兵衛 (印)

組頭 喜兵衛 (印)

同 右近 (略押)

同 久右衛門 (略押)

同 六介 (印)

九【長兵衛田地売券】(縦二八・五、横四〇・九)
永代賣渡申田地之事

合老ヶ所在所者大橋本うちあけ有之、

四至限南者あせヲ、西者道ヲ、東者溝ヲ、北モ溝ヲ、

右之田地雖為先祖相傳、辰之御未進銀ニ迷惑仕候故、高斗代老石五斗ノ

所代銀五拾目ニ永代賣渡申所実正明白也、右件ノ田地ニ付親類不自他人

違乱妨申者有間敷候、為其永代賣券状如件、

賣主

〔二六五三〕
承應三年巳ノ十二月十七日

年寄

茂左衛門 (印)

同 吉左衛門 (印)

同 長右衛門 (印)

同 次兵衛 (印)

同 藤兵衛 (印)

同 弥介 (略押)

同 太郎左衛門 (印)

同 傳介 (印)

同 久左衛門 (印)

まいる

横田角左衛門殿

※下村の小字江尻と岩ノ元の北寄りに大堰川に架かる「殿橋」

の近辺か。図参照。

八【畠地境目取究状】(縦二三・五、横三四・二)

仕り渡し申境目之書物之事

一、我等ノ畠を介九郎ニ御とらせ被成候境目ニ少し入合御座候ヲ、其方我

等立合東も道限、北も道限ニ究、高老升付にて代銀五匁請取相定申候

所実正也、後々末代ニおいて違乱申間敷候、為其仍而状如件、

〔二六五〇〕
慶安三年

賣主

右近 (略押)

庄や

藤左衛門 (印)

組頭

小兵衛 (印)

同 介左衛門 (印)

同 茂兵衛 (印)

角左衛門殿

まいる

一〇【伝介山売券】(縦三一・六、横四二・六)

うり渡申山ノ事

合老ヶ所山つくりこいをり有之、

右之山ハ水口長右衛門分我等(親)を源兵衛はいとく仕我等(親)にゆすり置候へ共、今度御未進銀(二六五四)つまり則本状相そへ、代銀五十(差配カ)め永代其方へ賣申所実正也、但シさいめハ本状のをもて、永代さん(差配カ)はい可被成候、為其仍而状如件、
承應三年

午ノ十一月廿一日

うり主

傳介(印)

甚二郎(略押)

使 喜兵衛(略押)

よこた

角左衛門殿参

※後の文章にも、「さいめは本状のおもて」とあるので、本
来は四至を記載した本状の添状として作成された文書。

一 一【同苗証状】(縦二九・五、横一八・六)

一、かわち殿御代(六五七)たうめう御なし被成候、いま(る脱カ)相かわ儀無之候、以上、
明曆三年

卯月十三日

鳥居九兵衛(花押)

鳥居角左衛門殿参

一 二【伝介家督村へ書渡につき横田和泉覚書】(①縦二八・八、横三九・
四、②二九・〇、四二・三)

傳介しんだいはてかとかとく村へ書渡被申候折ふしの次第書置もの也、

仕渡申一札御未進銀之事

合壹貫百七拾八匁御未進引をい申候、
右之御未進銀(田地・山林・竹木・は田不残)書渡申候。かとかとく一せきノ事

一、八ろふし山口九郎二郎分はい徳共(二)不残 かい敷

一、うゑノ山谷口分はいとく共(三)不残 かい敷

一、わつれんち山かいしき 不残

一、田地大町 高式石八斗 五升 一、高九斗いちなし

一、田地山田 高壹石 一、高壹石一斗五升ひへ田

一、田地かとなわしろ 高四斗五升三斗五升 一、高式斗(三升)五升しんかい

一、は田高壹斗二升南ノ本 一、高六斗三升五斗五升屋敷はた方

合高七石三斗五升所不残書渡申候内ヲそへ申候、

一、高壹石山田 銀百卅匁(二) 長右衛門かい被申候、

一、高式石八斗五升大町 銀四百八十(二)め 一、いつミかい被申候、

一、高壹石一斗五升ひへ田 銀百五十(二)め 藤左衛門かい被申候、

一、高九斗いちなし 銀十式匁(二) 与十かい被申候、

一、高式斗はたけうゑノ山(二) 一、いつミかい被申候、

一、八ろふし山口までかい敷 銀百五匁(三) 甚(二)郎かい被申候、

一、うゑノ山かい敷かミまで 銀八拾匁(二) はた甘(二) 一、いつミかい、

合九百五拾七匁(三) 田地・山・はたうり候て御未進(三)上申候、

残而式百式拾壹匁余、此内四拾目わつれんち山(二)引、残而百八拾壹

匁村中わき前此わり米七升ツ、本やく小やく衆共(二)たし申候、外(二)

五拾目かもん(二)渡申候、これハ大町しち物(二)入、銀百目傳介かり置

申候(二)付、村中かもん(ママ)渡、わひ事(二)て相済申候、

一、かと田壹ヶ所高式三斗五升・同しんかい高式斗五升三升、

一、南ノ本畑高壹斗二升、同はたのふ屋敷高六斗三升五斗五升

右七石三斗五升の本高所々(二)わり付申候内ヲ

壹石四斗五升二斗五升之所傳介(二)村分とらせ置申候、則傳介方分村中

へ一札取置申候、又村分傳介方へも此高壹石式斗五升之所一札してと

らせ置申候、右之一札庄や茂右衛門(二)有之、以上、

(二六六)かのとの おほへ
万治四年 丑ノ三月十三日 いつみ

一三【四郎二郎(山国下村)田地売券】(縦二九・七、横四二・七)

永代賣渡シ申田地之事

合老ケ所有處高野ノ下はしつめニ有之、

東ハ高きしととりあい、南ハなわて下ハさいめヲ
取合

四方限者 西ハ大川ヲ、北ハくいヲ

此内ニ少屋敷か、えち御座候、田地ニなり共可被成候、

右之田地高老石六斗也、代銀貳百五拾八匁五分ニ永代賣渡シ申處実正明

白也、右之内百拾匁ハ御未進方へ指上ケ申候、同百貳拾匁ハ我等右

へ取申候村中之たのもし銀ニ其方より御かけ被成候て可被下候、残

る式拾八匁五分其方より申借銀御取うけ可被下候、此田地ニ付い

らん妨有間敷候、為其永代うりけん状如件、

山国下村

(二六六九) 寛文九年 西ノ十二月五日 山国下村 山国下村 山国下村

うり主 四郎二郎(印) 庄や 作左衛門(印)

組頭 新介(印) 同 九兵衛(印)

同 甚丞(印) 同 吉右衛門(印)

同 同 としより 猪右衛門(花押)

横田いつみ殿

(一四)【林治部山売券】(縦二七・四、横三八・三)
一【あま起谷大江こ】

永代賣渡申山之事

合老ケ所 但在所者あまぎ谷之内
大谷こ有之也、

限四至境目 東ハみね 北ハ大岩ノ尾通
南ハ上ハ尾通、中ハ谷川 西ハ谷川

右件之山者雖為我等先祖買徳、当寅ノ御年貢地払銀ニ詰り、現銀貳百廿

目に限永代野上長兵衛方へ賣渡シ

御公儀様へ指上ケ申所実正明追也、此山ニ付後々末代違乱妨有間敷候、

仍永代賣券状如件、

(二六七四) 延宝貳年

甲寅十一月廿一日 善兵衛(印) 山国下村 山国下村 山国下村

六左衛門(印) 庄屋 林治部(印)

忠兵衛(印) 證人 同平兵衛(印)

加右衛門(印) 中久保

仁左衛門(印) 年寄 弥左衛門(印)

同

野上長兵衛殿 田中 左次兵衛(印)

同

同 伊左衛門(印)

一五【太郎左衛門山売券】(縦二八・九、横四二・六)

永代賣渡シ申山之事

合山老ケ所 但有所者堂か谷ニ有之、

右之山者猪右衛門・平左衛門・新介我等四人之相合山之内、我等老人分

代銀百目ニ永代賣渡シ申所実正明白也、然上者此山ニ付後々末代違乱妨

御座有間敷候、為後日賣券状仍而如件、

賣主

太郎左衛門(印)

(一六八三)
天和三年癸亥極月

庄や

次兵衛(印)

将監殿

理右衛門

組頭

新介(印)

【付記】本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における

一般共同研究(平成二十九年度)の成果の一部である。

同

源左衛門(印)

同

新右衛門(印)

同

九郎右衛門(印)

横田角左衛門殿

※一三号文書の「としより 猪右衛門」か。

一六【丹波屋理右衛門銀子借用証文】(縦二四・五、横三三・八)

借用申銀子之事

文銀百目

式拾壹匁八分五厘・米式斗三升代

合文銀百式拾壹匁八分五厘也、

右之銀子者此度無據入用御座候而借用申处実正也、返弃之義ハ当

十一月中返済可仕候、為其借用證文仍而如件、

(一七四一)

丹波屋

元文六酉之年二月廿一日

理右衛門(花押)

山国下村

将監殿

右之外米壹石八斗者去申春分同冬までニ慥ニ申受候、以上、